

附属図書・芸術資料館文庫利用規程

令和4年3月25日

冲芸大規程第84号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営規程第9条及び第19条に基づき、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館（以下「図書館」という。）で所蔵している「文庫」の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「利用」とは、次の各号に掲げることをいう。

- (1) 「文庫」資料の閲覧
- (2) 「文庫」資料の複写
- (3) 「文庫」資料の二次利用

(利用対象者)

第3条 「文庫」資料を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員及び学生
- (2) その他、学術・研究目的で利用する者で、館長の許可を得た者（以下、学外者という。）

(利用目的)

第4条 「文庫」は、利用者の調査研究等の用に供することを目的として利用することができる。

(利用申込)

第5条 「文庫」資料の利用を希望する者は、以下の各号に応じ、文庫利用申請書（以下「申請書」という。）を利用希望日時の2週間前までに附属図書・芸術資料館長（以下「館長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 「文庫」資料の閲覧（第1号様式）
- (2) 「文庫」資料の複写（第2号様式）
- (3) 「文庫」資料の二次利用（第3号様式）

(利用時間)

第6条 「文庫」資料の利用が出来る時間帯は、図書館の開館時間内および係員の対応可能な時間帯とする。

(利用上限及び利用期間)

第7条 「文庫」資料の利用上限及び利用期間については、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めた場合に限り、これを変更することができる。

利用者	1日に利用可能な上限	図書等の紙媒体資料	視聴覚資料	利用期間
教職員及び学生	5件 (図書等・視聴覚含む)	5点以内	3点	1週間以内
学外者	5件 (図書等・視聴覚含む)	5点以内	2点	1週間以内

(許可の基準)

第8条 館長は、特に必要と認めた場合において資料の利用を許可することが出来る。ただし、次の各号の一にかかげる事項はこの限りではない。

- (1) 資料の保存に悪影響が生じると認められる場合。
- (2) 好ましくない用途に供されると認められる場合。
- (3) 書類上の不備が認められる場合。
- (4) 二次利用目的として利用する場合で、著作権者に事前に書面による同意を得ていない場合。
- (5) 過去に許可条件に違反する事実があると認められる場合。
- (6) その他、許可することが適当でないと思われられる場合。

(閲覧、複写に耐えられない資料)

第9条 利用者が通常の方法で閲覧、複写を行う場合に棄損するおそれのある資料については閲覧、複写ができない。棄損するおそれのある資料は電子化したデータを提供する。なおデータ化にかかる費用は閲覧申請者負担となる場合も有る。

(二次利用の許可)

第10条 図書館に利用の許諾を委任されている文庫資料は、二次利用の許可をする決定をおこなったとき、当該申請者に対し、文庫資料利用許可書(以下「許可書」という。)を交付するものとする。

(著作権)

第11条 著作権の保護期間内にある資料(著者の死後70年を経過していない著作物等)の複製および二次利用については、著作権法を遵守し、著作権上の問題が発生した場合は、その一切の責任は申請者が負うものとする。

(成果物)

第12条 「文庫」資料の利用によって得られた成果(論文や著作物等)は、当館に1部(1点)納付すること。

(遵守事項)

第13条 利用者はこの規程を遵守するほか、担当係員の指示に従わなければならない。

(利用の禁止)

第14条 館長は、この規程に違反した者に対しては、今後一切の利用を禁止することが出来る。

附 則 (令和4年3月25日館長決裁)

この規程は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。